

令和6年3月8日

令和6年第1回神奈川県議会定例会

産業振興・環境対策特別委員会資料

目 次

ページ

1	中小企業・小規模企業の活性化の取組について	1
(1)	中小企業の状況	1
(2)	神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画の見直し	1
(3)	令和5年度の主な中小企業支援施策	1
(4)	今後の中小企業支援施策の方向性	4
2	観光の主な取組について	5
(1)	観光振興の主な取組～行ってみたい神奈川の魅力づくり～	5
(2)	かながわDMO（神奈川県観光協会）と連携した今後の観光振興 について	6
(3)	「観光の核づくり事業」の新たな展開について	8

1 中小企業・小規模企業の活性化の取組について

(1) 中小企業の状況

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類に移行し、県内経済は、回復に向けて着実に歩みを進めている。一方で、長引く物価高騰や様々な業種で顕在化している人手不足、ゼロゼロ融資の返済の本格化など、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

(2) 神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画の見直し

「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画」（以下「計画」という。）は、「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」第12条第1項に基づき、平成21年6月策定の後に改定を重ね、現行計画は令和8年度の改定予定であるが、計画期間中における社会情勢の変化や、新たな経営課題等も踏まえ、令和5年10月に中間見直しを行った。

(3) 令和5年度の主な中小企業支援施策

ア ビジネスモデル転換事業費補助金

中小企業者等が行う、自動車部品製造から福祉介護用品製造への転換など、ビジネスモデルの転換に係る経費を補助する。

（上限3,000万円 補助率：補助対象経費の3／4以内）

<実施状況（令和6年2月20日現在）>

- ・当初予算額 7,500,000千円（事務費除く）
- ・募集期間 令和5年4月1日から5月31日
- ・申請件数 835件
- ・交付決定件数 377件
- ・交付決定金額 6,034,235千円

イ 県内消費喚起対策事業

消費者の購買意欲を喚起し、県内事業者を支援するため、消費者が「かながわPay」を通じてキャッシュレス決済で代金を支払った際、決済額の最大20%のポイント（1人当たり上限3万円分）を消費者に還元する取組で、還元したポイントは県内の店舗でのみ利用可能。

<実施状況（第3弾終了時）>

- ・アプリDL数 約280万DL
- ・加盟店数 約2万5,000店舗
- ・累計決済額 約2,430億円（第1～3弾）

	第1弾	第2弾	第3弾
キャン ペーン 期間	令和3年10月25日 から 令和4年5月31日	令和4年7月19日 から 令和5年1月31日	令和5年7月27日 から 令和5年11月30日
ポイント 付与 終了日	令和4年4月15日 (173日間)	令和4年10月30日 (104日間)	令和5年9月5日 (41日間)
決済額	約616億円	約906億円	約908億円

ウ 事業承継補助金

中小企業の第三者への事業承継を促進するため、常時使用していた従業員を引き続き県内で雇用する取組や専門家等と連携する取組に係る経費を補助する。（上限：100万円、補助率：3／4以内）

<実施状況（令和6年2月20日現在）>

- ・当初予算額 50,000千円
- ・募集期間 令和5年4月1日から令和6年1月31日
- ・申請件数 44件
- ・交付決定件数 42件
- ・交付決定金額 37,547千円

エ 中小製造業等特別高圧受電者支援事業

国の支援の対象外となっている特別高圧で受電する県内中小企業の負担を軽減するため、電気代高騰の影響を特に強く受けている製造業及び倉庫業の事業者に対し、支援金を給付する。さらに、電気代高騰が長期化していることから、令和6年1月～3月分については、「商業施設やオフィスビル等その他の事業者（テナント含む）」に対しても支援を拡大する。

<支援実績（令和6年2月20日現在）>

- ・第1期(令和5年4～7月分)29社 277,507千円
- ・第2期(令和5年8～9月分)27社 109,704千円
- ・第3期(令和5年10～12月分)17社 106,602千円(受付終了審査中)
- ※第4期は、令和6年度に実施

オ 商店街等プレミアム商品券支援事業費補助

商店街の活性化及び地域における消費を喚起するため、物価高騰による様々な影響を受けた商店街団体等が実施するプレミアム商品券発行事業に対して補助する。

(上限：1 商店街200万円 (ただし、正会員数が40以下の団体は100万円)、複数商店街500万円 補助率：補助対象経費の3 / 4以内)

<実施状況 (令和6年2月20日現在) >

- ・当初予算額 122,800千円 (事務費除く)
- ・募集期間 令和5年4月20日から12月1日
- ・申請件数 46件
- ・交付決定件数 46件
- ・交付決定金額 114,034千円

カ 中小企業制度融資

中小企業者等が県内で行う事業活動に必要な資金を円滑に調達できるよう、県・県信用保証協会・金融機関の三者が連携して支援する制度である。

令和5年度(12月末)の融資実績は、1,308億円(対前年同期比70.6%、545億円減)となった。

(単位：億円)

区 分	令和3年度 (12月末)		令和4年度 (12月末)		令和5年度 (12月末)		R5-R4 増減額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
(新型コロナウイルス感染症対応資金を含む) 経営安定型資金	経営安定資金 (新型コロナウイルス感染症対応資金を含む)	3,200	698	4,868	1,223	707	174	△ 1,048
	新型コロナウイルス関連融資 (新型コロナウイルス感染症対応資金を含む)	3,029	649	357	77	227	55	△ 21
	売上・利益減少対策融資 【新型コロナウイルス要件】	214	58	129	31	1	0	△ 31
	セーフティネット保証5号	216	63	-	-	-	-	-
	新型コロナウイルス対策特別融資 (4号別枠)	266	68	227	46	213	50	4
	新型コロナウイルス対策特別融資 (危機関連保証別枠)	585	93	-	-	-	-	-
	新型コロナウイルス感染症対応資金	1,748	365	-	-	-	-	-
	事業再生サポート融資(感染症対応枠)	0	0	1	0	13	4	4
	売上・利益減少対策融資(新型コロナウイルス要件を除く)	115	29	4,383	1,098	354	80	△ 1,018
	売上利益減少対策融資	115	29	73	18	70	11	△ 6
	原油・原材料高騰等対策特別融資	0	0	4,310	1,080	284	68	△ 1,011
	セーフティネット保証5号 (新型コロナウイルス関連を除く)	0	0	79	30	48	13	△ 16
	借換支援融資	39	12	35	11	61	19	7
	条件変更改善借換融資	0	0	0	0	0	0	0
	リターンアシスト長期保証融資	14	5	10	3	12	4	0
その他	3	1	4	1	5	0	0	
体質強化型資金	小口零細企業保証資金	775	39	988	50	1,522	77	27
	小規模事業資金	481	59	533	62	828	98	35
	事業振興資金	2,203	405	2,324	466	3,647	883	417
	新型コロナウイルス関連融資	1,783	310	1,713	326	2,820	693	366
	コロナ新事業展開対策融資	893	135	819	112	368	45	△ 66
	コロナ・災害対策支援融資	4	1	1	0	-	-	皆減
	伴走支援型特別融資	886	172	893	213	2,452	647	433
	生産性向上支援融資	14	5	20	8	20	9	0
その他	406	89	591	130	807	181	50	
ライフステージ型資金	ライフステージ別資金	545	44	683	51	922	72	20
	(創業期・拡大期)創業支援融資等	538	41	678	49	912	68	19
	(再生期)事業承継関連融資	7	3	5	1	10	3	1
	政策連動資金	4	0	3	0	14	2	1
合 計	7,208	1,249	9,399	1,854	7,640	1,308	△ 545	

- ※ 令和5年度(12月末)実績は対前年同期比で、件数が81.3%、金額が70.6%となった。
- ※ 各融資メニューの金額は億円未満の端数を切捨て。
- ※ 端数処理の関係で、資金ごとの合計金額の計と「合計」欄の金額が一致しない場合がある。

(4) 今後の中小企業支援施策の方向性

物価高騰や深刻な人手不足など、中小企業の抱える喫緊の課題に対して、総合的なパッケージによる支援を行い、中小企業の労働生産性向上とそれを原資とした賃上げという好循環を実現し、地域経済の持続的な発展を図る。

2 観光の主な取組について

(1) 観光振興の主な取組～行ってみたい神奈川の魅力づくり～

ア 目的

第5期神奈川県観光振興計画に基づき、観光の振興により、県内各地域を訪れる観光客の満足度を高め、観光消費額を増やすことで、持続可能な観光地域づくりを進め、「観光により地域が輝く神奈川」の実現に向けて、神奈川の魅力づくりを加速させる。

イ 主な取組内容

(ア) 観光データの活用

地域の観光消費増加に向けて、データに基づく施策をより一層推進するとともに、その達成状況を検証するため、これまでの観光データに加えて、新たに観光コンテンツごとに外国人観光客の人流データなどを収集・分析する。

(イ) 観光資源の発掘・磨き上げや地域で活躍する観光人材の育成

国内外の観光客の誘致を促進し、地域経済の更なる活性化を図るため、神奈川県観光魅力創造協議会の運営及び事業支援を行い、観光コンテンツの発掘・磨き上げや、魅力的な周遊コースの開発等を行う。

また、外国人観光客の誘致を促進するため、自然、歴史、食、文化等の観光コンテンツに高い専門性を有する通訳ガイドを育成し、「かながわ認定観光案内人」として認定する。

(ウ) 観光客の受入環境整備

観光客が快適に滞在できる環境づくりや新たな観光需要に対応するため、民間事業者が行う多言語表記の整備やDX整備等に対して補助する。

(エ) 地域の特徴や意見を踏まえた国内外への戦略的プロモーション

国内観光客の誘致を促進するため、新たに旅行者の関心が高いテーマや観光消費の促進に着目した取組や、国際園芸博覧会を見据えた観光プロモーション等を行う。

また、外国人観光客の誘致を促進するため、MICE・風魔忍者等をテーマとした、多様なニーズや客層に対応したプロモーションを行う。

(オ) 観光関連産業の成長促進

アンテナショップ「かながわ屋」における県産品の展示・販売を通じて、神奈川の魅力を広く発信し、認知度の向上を図る。

(2) かながわDMO（神奈川県観光協会）と連携した今後の観光振興について

ア 概要

国では、平成19年に観光立国推進基本法を制定し、観光立国の実現に向け取り組んでいるが、その施策の一つとして、平成27年に欧米の観光先進国の事例などをもとに「日本版DMO(※)」の登録制度を創設し、世界に誇る観光地域づくりに向けて、その司令塔となるDMOの形成を促進している。

こうした中、令和5年3月に公益社団法人神奈川県観光協会（かながわDMO）が、国からDMOに登録された。

DMOには、観光データに基づくマーケティング、観光戦略の策定、観光地域づくりに関する地域の関係者への支援などが期待されることから、県では、県域全体における観光振興について、かながわDMOとの役割分担を整理し、必要な支援を行うことで、かながわDMOと連携した観光振興に取り組む。

※ Destination Management Organization(観光地域づくり法人)

地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人

イ 県とかながわDMOとの役割分担の方向性

県域全体を対象とした観光施策について、DMOが持つ専門性、民間的手法などを活かすことで、より高い効果が見込まれるものについては、DMOに委ねることで、県とかながわDMOとの役割分担を行う。

<主な役割分担の方向性>

	県	かながわDMO
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県全体の観光振興の総合調整（条例・計画、観光に係る基礎統計の整備。観光業界に係る許認可。観光振興予算の確保等） ・ 観光振興に係る国、市町村、DMO、関係団体等との連携、連絡調整 ・ 観光データの整備 ・ 県域全体の統一的なプロモーション 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光地域づくりの司令塔 ・ 観光データに基づくマーケティング、観光戦略の策定 ・ 観光地域づくりに関する地域の関係者への支援 ・ ランドオペレーター業務※ ・ ターゲットを絞った情報発信・プロモーション 等

※ ランドオペレーター

旅行会社の依頼を受け、旅行先のホテルやレストラン、ガイドやバス・鉄道などの手配・予約を行う専門取扱事業者

ウ かながわDMOとの連携強化

県域全体の観光振興について、適切な役割分担の下、効果的に取り組んでいくにあたり、かながわDMOの体制を充実させていく必要があることから、県事業を部分的・段階的にかながわDMOに委ねていく際に、事業の引継に必要な県職員の派遣や事業に見合う補助金の交付を行うなど、県とかながわDMOとの連携を強化する。

エ 今後の予定

令和6年度

インバウンド向け一元的対応窓口機能のかながわDMOへの実装や、県職員の派遣など、DMOとの役割分担の方向性に基づき、段階的な移行を開始

令和12年度頃まで

段階的な移行を完了

(3) 「観光の核づくり事業」の新たな展開について

ア 概要

県は、これまで、横浜、鎌倉、箱根に次ぐ国際観光地を創出するため、城ヶ島・三崎、大山、大磯を「観光の核づくり地域」として平成24年度に認定し、約10年にわたり各地域の主体的な取組を支援してきた。

令和6年度以降は、これまでの各地域の成果を周辺地域に波及させることで、観光振興の更なる充実を図っていく。

イ 「観光の核づくり事業」の成果と課題

(ア) 成果

観光の核づくり事業の開始からコロナ禍前の令和元年度までの「観光の核づくり地域」における入込観光客数の伸び率が、県全体の10%を上回る20%となった。

(イ) 課題

観光の核づくり事業の支援により得られた成果を「観光の核づくり地域」に留まらせることなく、周辺地域へ波及させることで、更なる地域の活性化を進めていく必要がある。

ウ 新たな展開

(ア) 基本的な考え方

観光の核づくり地域における取組を生かし、更なる誘客や観光消費額の増加につなげるため、これまでの拠点のみを対象とした支援から、核づくり地域と周辺地域とが連携したエリア（以下「かながわ観光連携エリア」という。）を対象とした支援へ移行する。

(イ) 推進組織の構築

かながわ観光連携エリアの形成にあたり、新たな推進組織の構築や連携エリアにおける観光戦略の検討・策定に対して、地域の関係者の意向を踏まえながら、県が保有する様々な観光データの提供やコンサルティング事業者の専門的な知見の活用などによる支援を行う。

(ウ) かながわ観光連携エリアへの支援

かながわ観光連携エリアが主体的に実施する観光資源の発掘・磨き上げ、統一的な観光プロモーション、連携エリア内の周遊促進に係る取組等を支援する。

エ 今後の予定	
令和6年度	観光の核づくり地域と周辺地域による「かながわ観光連携エリア」を形成 ・新たな推進組織の構築 ・連携エリアにおける観光戦略の検討・策定
令和7年度から 令和9年度	連携エリアにおける取組等への支援
令和10年度以降	連携エリアにおける取組の自走化